岩手県医療局管理規程第17号

医療局財務規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成21年３月31日

岩手県医療局長　田　村　均　次

医療局財務規程の一部を改正する規程

医療局財務規程（昭和51年岩手県医療局管理規程第６号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
（用語の意義） 第２条　この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 （1）～（4）　［略］ （5）　企業出納員　次に掲げる会計出納員及び薬品出納員をいう。 ア　会計出納員　医療局長の権限に属する事務の委任に関する規程（昭和35年岩手県医療局管理規程第５号。以下「委任規程」という。）第４条第１項（当該病院又は当該病院附属診療所に係る薬品の出納事務を除く。）及び第２項の規定により委任を受けた職員をいう。 イ　薬品出納員　委任規程第４条第１項第２号（当該病院又は当該病院附属診療所に係る薬品の出納事務に限る。）の規定により委任を受けた職員をいう。 （6）～（9）　［略］	（用語の意義） 第２条　この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 （1）～（4）　［略］ （5）　企業出納員　次に掲げる会計出納員及び薬品出納員をいう。 ア　会計出納員　医療局長の権限に属する事務の委任に関する規程（昭和35年岩手県医療局管理規程第５号。以下「委任規程」という。）第４条第１項（当該病院に係る薬品の出納事務を除く。）及び第２項の規定により委任を受けた職員をいう。 イ　薬品出納員　委任規程第４条第１項第２号（当該病院に係る薬品の出納事務に限る。）の規定により委任を受けた職員をいう。 （6）～（9）　［略］
（企業出納員） 第３条　病院事業の業務に係る出納その他の会計事務を処理させるため、本庁に会計出納員を、病院及び病院附属診療所（地域診療センターに限る。以下「診療センター」という。）に会計出納員及び薬品出納員を置く。	（企業出納員） 第３条　病院事業の業務に係る出納その他の会計事務を処理させるため、本庁に会計出納員を、病院に会計出納員及び薬品出納員を置く。
２　会計出納員は、本庁にあっては管理課の総括課長及び総務担当課長の職にある者を、病院にあっては当該病院の事務局長及び事務局次長の職にある者（２以上の事務局次長を置く病院及び事務局次長を置かない病院にあっては、当該病院の長があらかじめ局長の承認を得て指名する者。以下同じ。）、診療センターにあっては事務長の職にある者及び所属長があらかじめ局長の承認を得て指名する者をもって充てる。	２　会計出納員は、本庁にあっては管理課の総括課長及び総務担当課長の職にある者を、病院にあっては当該病院の事務局長及び事務局次長の職にある者（２以上の事務局次長を置く病院及び事務局次長を置かない病院にあっては、当該病院の長があらかじめ局長の承認を得て指名する者。以下同じ。）をもって充てる。
３　薬品出納員は、病院の薬剤部長又は薬剤科長及び薬剤部次長又は薬剤科次長の職にある者（２以上の薬剤部次長又は薬剤科次長を置く病院及び薬剤部次長又は薬剤科次長を置かない病院にあっては、当該病院の長があらかじめ局長の承認を得て指名する者。以下同じ。）、診療センターにあっては、地域診療センター長（以下「センター長」という。）の職にある者及び副地域診療センター長（以下「副センター長」と	３　薬品出納員は、病院の薬剤部長又は薬剤科長及び薬剤部次長又は薬剤科次長の職にある者（２以上の薬剤部次長又は薬剤科次長を置く病院及び薬剤部次長又は薬剤科次長を置かない病院にあっては、当該病院の長があらかじめ局長の承認を得て指名する者。以下同じ。）をもって充てる。

いう。）の職にある者（２以上の副センター長を置く診療センター及び副センター長を置かない診療センターにあっては、所属長があらかじめ局長の承認を得て指名する者。以下同じ。）をもって充てる。	
４　管理課総括課長の職にある会計出納員、病院の事務局長の職にある会計出納員又は診療センターの事務長の職にある会計出納員が出張、休暇、欠勤等のため職務を行うことができないときは、管理課総務担当課長の職にある会計出納員、当該病院の事務局次長の職にある会計出納員又は当該診療センターの所属長があらかじめ局長の承認を得て指名する会計出納員がその職務を行う。	４　管理課総括課長又は病院の事務局長の職にある会計出納員が出張、休暇、欠勤等のため職務を行うことができないときは、管理課総務担当課長又は当該病院の事務局次長の職にある会計出納員がその職務を行う。
５　病院の薬剤部長若しくは薬剤科長の職にある薬品出納員又は診療センターのセンター長の職にある薬品出納員が出張、休暇、欠勤等のため職務を行うことができないときは、当該病院の薬剤部次長若しくは薬剤科次長の職にある薬品出納員又は当該診療センターの副センター長の職にある薬品出納員がその職務を行う。	５　病院の薬剤部長又は薬剤科長の職にある薬品出納員が出張、休暇、欠勤等のため職務を行うことができないときは、当該病院の薬剤部次長又は薬剤科次長の職にある薬品出納員がその職務を行う。
６　管理課総括課長、病院の事務局長若しくは診療センターの事務長の職にある会計出納員又は病院の薬剤部長、薬剤科長若しくは診療センターのセンター長の職にある薬品出納員に異動があった場合には、医療局企業職員就業規則（昭和39年岩手県医療局管理規程第13号。以下「就業規則」という。）第19条に定めるところにより、前任者は、速やかに、後任者にその担任事務を引き継ぎ、直ちにその結果を所属長に報告しなければならない。	６　管理課総括課長若しくは病院の事務局長の職にある会計出納員又は病院の薬剤部長若しくは薬剤科長の職にある薬品出納員に異動があった場合には、医療局企業職員就業規則（昭和39年岩手県医療局管理規程第13号。以下「就業規則」という。）第19条に定めるところにより、前任者は、速やかに、後任者にその担任事務を引き継ぎ、直ちにその結果を所属長に報告しなければならない。
（日計表の作成）	（日計表の作成）
第８条　管理課総括課長等及び診療センターの長は、毎日の取引の事実を整理して、日計表を作成しなければならない。	第８条　管理課総括課長等は、毎日の取引の事実を整理して、日計表を作成しなければならない。
（科目の更正）	（科目の更正）
第17条　管理課総括課長等及び診療センターの長は、整理済の科目に誤りを発見したときは、直ちに正当科目に更正しなければならない。	第17条　管理課総括課長等は、整理済の科目に誤りを発見したときは、直ちに正当科目に更正しなければならない。
２　［略］	２　［略］
（金銭の制限額）	（金銭の制限額）
第18条　会計出納員（組織規程別表第３の右欄に掲げる病院及び診療センターの会計出納員を除く。この章の第４節から第６節まで並びに第94条から第99条まで及び第101条において同じ。）が自ら支払に充てるため保管することのできる現金の限度額は、10万円とする。ただし、局長の承認を得た場合は、この限りでない。	第18条　会計出納員（組織規程別表第３の右欄に掲げる病院の会計出納員を除く。この章の第４節から第６節まで並びに第94条から第99条まで及び第101条において同じ。）が自ら支払に充てるため保管することのできる現金の限度額は、10万円とする。ただし、局長の承認を得た場合は、この限りでない。
２　［略］	２　［略］

（前金払）	（前金払）
第69条　［略］	第69条　［略］
２　前項各号に掲げる経費のほか、公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第５条の規定により登録を受けた保証事業会社の保証に係る１件の工事請負金額が100万円以上の建設改良工事に要する経費については、当該経費の40パーセントを超えない範囲内において前金払をすることができる。	２　前項各号に掲げる経費のほか、公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第５条の規定により登録を受けた保証事業会社の保証に係る１件の工事請負金額が100万円以上の公共工事に要する経費については、当該経費の40パーセントを超えない範囲内において前金払をすることができる。
３　前項の場合において、当該建設改良工事のうち次に掲げる要件に該当するものに要する経費については、同項の範囲内で既にした前金払に追加して、当該経費の20パーセントを超えない範囲内において前金払をすることができる。	３　前項の場合において、当該公共工事のうち次に掲げる要件に該当するものに要する経費については、同項の範囲内で既にした前金払に追加して、当該経費の20パーセントを超えない範囲内において前金払をすることができる。
（１）　工期の２分の１を経過していること。	（１）　工期の２分の１を経過していること。
（２）　工程表により工期の２分の１を経過するまでに実施すべきものとされている当該建設改良工事に係る作業が行われていること。	（２）　工程表により工期の２分の１を経過するまでに実施すべきものとされている当該公共工事に係る作業が行われていること。
（３）　既に行われた当該建設改良工事に係る作業に要する経費が請負代金の額の２分の１以上の額に相当するものであること。	（３）　既に行われた当該公共工事に係る作業に要する経費が請負代金の額の２分の１以上の額に相当するものであること。
４・５　［略］	４・５　［略］
（出納店等検査員）	（出納店等検査員）
第103条　［略］	第103条　［略］
２　出納店等検査員は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める職にある者をもって充てる。	２　出納店等検査員は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める職にある者をもって充てる。
（１）　［略］	（１）　［略］
（２）　病院取引の出納店等検査員　当該病院の事務局長及び当該診療センターの事務長	（２）　病院取引の出納店等検査員　当該病院の事務局長
（貯蔵品取扱主任）	（貯蔵品取扱主任）
第112条　企業出納員の貯蔵品の出納事務を補助させるため、本庁、病院及び診療センターに貯蔵品取扱主任を置く。	第112条　企業出納員の貯蔵品の出納事務を補助させるため、本庁及び病院に貯蔵品取扱主任を置く。
２・３　［略］	２・３　［略］
（貯蔵品一括購入請求書）	（貯蔵品一括購入請求書）
第116条　管理課総括課長等及び診療センターの長は、貯蔵品のうち一括購入に係るものについては、当該貯蔵品の一括購入請求書を毎月20日までに業務課総括課長に送付しなければならない。	第116条　管理課総括課長等は、貯蔵品のうち一括購入に係るものについては、当該貯蔵品の一括購入請求書を毎月20日までに業務課総括課長に送付しなければならない。
２　［略］	２　［略］
（払出し）	（払出し）
第124条　管理課総括課長等（薬品については、薬剤部長又は薬剤科長）及び診療センターの長は、貯蔵品を使用しようとする場合は、次に掲げる事項を記載した文書によって利用し	第124条　管理課総括課長等（薬品については、薬剤部長又は薬剤科長）は、貯蔵品を使用しようとする場合は、次に掲げる事項を記載した文書によって利用しようとする貯蔵品の払

ようとする貯蔵品の払出しについて、企業出納員に通知しなければならない。	出しについて、企業出納員に通知しなければならない。
（1）・（2）　［略］	（1）・（2）　［略］
（保管転換）	（保管転換）
第127条　管理課総括課長等及び診療センターの長は、所属長間において貯蔵品の保管転換をしようとするとき、又は保管転換を受けようとするときは、所属長の決裁を受けなければならない。	第127条　管理課総括課長等は、所属長間において貯蔵品の保管転換をしようとするとき、又は保管転換を受けようとするときは、所属長の決裁を受けなければならない。
２　［略］	２　［略］
（固定資産取扱主任）	（固定資産取扱主任）
第139条　固定資産に関する事務を補助するため、本庁、病院及び診療センターに固定資産取扱主任を置く。	第139条　固定資産に関する事務を補助するため、本庁及び病院に固定資産取扱主任を置く。
２　［略］	２　［略］
（現金有高報告書等）	（現金有高報告書等）
第176条　［略］	第176条　［略］
２　会計出納員は、出納店等が発行する毎月の収納月計表及び毎月末日の支払日計表を翌月10日までに局長に提出しなければならない。	２　会計出納員は、出納店等が発行する毎月の収納月計表及び支払月計表を翌月10日までに局長に提出しなければならない。
（月次決算）	（月次決算）
第177条　管理課総括課長は、毎月総合試算表及び別表第７に定める所属別及び診療センター別の試算表を作成し、翌月16日までに局長に提出しなければならない。	第177条　管理課総括課長は、毎月総合試算表及び別表第７に定める所属別及び病院附属診療所（地域診療センターに限る。以下「診療センター」という。）別の試算表を作成し、翌月16日までに局長に提出しなければならない。
２　［略］	２　［略］
３　事務局長及び診療センターの長は、第１項に規定する試算表を作成するため当月分の取引の状況を翌月15日までに管理課総括課長に報告しなければならない。	３　事務局長は、第１項に規定する試算表を作成するため当月分の取引の状況を翌月15日までに管理課総括課長に報告しなければならない。
（落札者）	（落札者）
第193条　契約担当者は、開札の結果予定価格の制限の範囲内で、最高又は最低の価格をもって申込みをした者を落札者としなければならない。ただし、工事又は製造の請負の契約を締結しようとする場合において、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者の当該申込みに係る価格によってはその者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認めるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあって著しく不適当であると認めるときは、その者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込みをした他の者のうち、最低の価格をもって申込みした者を落札者とすることができる。	第193条　契約担当者は、開札の結果予定価格の制限の範囲内で、最高又は最低の価格をもって申込みをした者を落札者としなければならない。ただし、工事又は製造その他についての請負の契約を締結しようとする場合において、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者の当該申込みに係る価格によってはその者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認めるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあって著しく不適当であると認めるときは、その者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込みをした他の者のうち、最低の価格をもって申込みした者を落札者とすることができる。
２・３　［略］	２・３　［略］

（違約金） 第206条　契約担当者は契約者が契約期間内に契約を履行しない場合は、遅延日数に応じ、契約金額から既済部分又は既納部分相当額を控除した額につき年3.7パーセントの割合で計算した違約金を徴収することがある旨の約定をしなければならない。 ２　［略］ （担保に充てることができる有価証券の種類及び担保の価値等） 第218条　［略］ ２　［略］ ３　登録社債券を保証金その他の担保に充てる場合においては、社債等登録法（昭和17年法律第11号）により登録させなければならない。 ４　［略］	（違約金） 第206条　契約担当者は契約者が契約期間内に契約を履行しない場合は、遅延日数に応じ、契約金額から既済部分又は既納部分相当額を控除した額につき年3.6パーセントの割合で計算した違約金を徴収することがある旨の約定をしなければならない。 ２　［略］ （担保に充てることができる有価証券の種類及び担保の価値等） 第218条　［略］ ２　［略］ ３　振替社債、振替国債等を保証金その他の担保に充てる場合においては、社債、株式等の振替に関する法律（平成13年法律第75号）の規定による振替口座簿の記載又は記録をさせなければならない。 ４　［略］
備考　改正部分は、下線の部分である。	

別表第１中表の部分を次のように改める。

会計帳簿の名称	様式	保管責任者					
		本庁		病院		病院附属診療所	
		主管課総括課長	企業出納員	事務局長	企業出納員	主管病院事務局長	主管病院企業出納員
総勘定元帳	第１号	○		○		○	
預金出納簿	第２号		○		○		
貯蔵品受払簿	第３号	○			○		
固定資産台帳	第４号	○		○		○	
長期貸付金台帳	第５号	○					
契約台帳	第６号	○		○			
企業債台帳	第７号	○					
工事費内訳整理簿	第８号	○					
借入金整理簿	第９号	○					
預り金整理簿	第10号		○		○		○
資本金台帳	第11号	○					
病院勘定整理簿	第12号	○					
予算整理簿	第13号	○		○			
外来未収金整理簿	第14号	○		○		○	
入院未収金整理簿	第15号	○		○			
未収金整理簿（保険者）	第16号	○		○		○	
未収金整理簿（個人その他）	第17号	○		○		○	
未払金整理簿	第18号	○		○			

前渡金整理簿	第19号		○		○		
概算払整理簿	第20号		○		○		
前払金整理簿	第21号		○		○		
振替消耗備品整理簿	第22号		○		○		
納入通知書（納付書）原簿	第23号		○		○	○	
原符領収証書授受簿	第24号		○		○	○	
債権管理簿	第25号	○		○		○	
配置簿	第26号	○		○		○	
現金収納通知書原簿	第27号		○		○	○	
現金引継簿（病院）	第28号		○		○		
現金引継簿（診療所）	第29号		○		○		○
当直時現金引継簿	第30号				○		○

<table>
<tr><th>改正前</th><th>改正後</th></tr>
<tr>
<td>
別表第２（第16条関係）
［略］
固定資産
<table>
<tr><th>款</th><th>項</th><th>目</th><th>節</th><th>コード番号</th><th>備　考</th></tr>
<tr><td colspan="6">［略］</td></tr>
<tr><td>投資</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td></td><td>投資有価証券</td><td colspan="3">［略］</td><td>証券取引法（昭和23年法律第25号）第２条に規定する有価証券であって証券市場において流通しないもの又は長期的（貸借対照表日から起算して１年以上）に所有するもの</td></tr>
<tr><td></td><td colspan="5">［略］</td></tr>
</table>
流動資産
<table>
<tr><th>款</th><th>項</th><th>目</th><th>節</th><th>コード番号</th><th>備　考</th></tr>
<tr><td colspan="6">［略］</td></tr>
<tr><td>有価証券</td><td colspan="4">［略］</td><td>証券取引法第２条に規定する有</td></tr>
</table>
</td>
<td>
別表第２（第16条関係）
［略］
固定資産
<table>
<tr><th>款</th><th>項</th><th>目</th><th>節</th><th>コード番号</th><th>備　考</th></tr>
<tr><td colspan="6">［略］</td></tr>
<tr><td>投資</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td></td><td>投資有価証券</td><td colspan="3">［略］</td><td>金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第２条第１項に規定する有価証券であって証券市場において流通しないもの又は長期的（貸借対照表日から起算して１年以上）に所有するもの</td></tr>
<tr><td></td><td colspan="5">［略］</td></tr>
</table>
流動資産
<table>
<tr><th>款</th><th>項</th><th>目</th><th>節</th><th>コード番号</th><th>備　考</th></tr>
<tr><td colspan="6">［略］</td></tr>
<tr><td>有価証券</td><td colspan="4">［略］</td><td>金融商品取引法第２条第１項に</td></tr>
</table>
</td>
</tr>
</table>

		価証券であって、証券市場において流通するもので、短期的（貸借対照表日から起算して、１年以内）資金運用のために一時的に所有するもの（差入保証金の代用として提供されたもので短期間内に返却されるものを除く。）
［略］		

［略］

別表第７（第177条関係）

［略］

１　所属別コード

病院名	コード
［略］	
釜石〃	［略］
花巻厚生〃	04
宮古〃	［略］
［略］	
北上〃	［略］
［略］	

２～４　［略］

		規定する有価証券であって、証券市場において流通するもので、短期的（貸借対照表日から起算して、１年以内）資金運用のために一時的に所有するもの（差入保証金の代用として提供されたもので短期間内に返却されるものを除く。）
［略］		

［略］

別表第７（第177条関係）

［略］

１　所属別コード

病院名	コード
［略］	
釜石〃	［略］
宮古〃	［略］
［略］	
中部〃	［略］
［略］	

２～４　［略］

備考　改正部分は、下線の部分である。

附　則

１　この規程は、平成21年４月１日から施行する。

２　証券決済制度等の改革による証券市場の整備のための関係法律の整備等に関する法律（平成14年法律第65号）附則第３条の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第３条の規定による廃止前の社債等登録法（昭和17年法律第11号）の規定により登録されている登録社債券については、この規程による改正前の医療局財務規程第218条第３項の規定は、なおその効力を有する。